

坂地区警察職員宿舎等整備事業

入札説明書

平成 18 年 4 月 7 日

広島県

目 次

第 1	入札説明書の位置付け	1
第 2	事業の概要	2
1	事業名称	2
2	事業に供される公共施設等の種類	2
3	公共施設等の管理者の名称	2
4	事業目的	2
5	事業内容	2
6	施設の立地条件	4
7	本施設の概要	4
8	法令等の遵守	4
9	県による事業の実施状況のモニタリング	4
第 3	入札参加に関する条件等	4
1	入札参加者の構成等	4
2	入札参加者の参加資格要件	5
3	入札参加資格確認基準日	8
4	入札参加に関する留意事項	9
5	提案書の取扱い	9
6	入札価格等の取扱い	10
第 4	事業者の選定	10
1	提案書の審査	10
2	契約手続き等	11
3	その他	11
第 5	入札のスケジュール	12
1	入札等の日程	12
2	入札手続き等	13
第 6	提出書類	16
1	入札参加資格確認申請書類	16
2	入札時の提出書類	16
第 7	提出書類作成要領	18
1	一般的事項	18
2	入札参加資格確認申請書類	18
3	入札書類	18
4	提案書	18
第 8	その他	19
1	入札等の実施に関する問合せ先	19

第1 入札説明書の位置付け

この入札説明書は、広島県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき平成18年2月20日に特定事業として選定した「坂地区警察職員宿舎等整備事業」（以下「本事業」という。）に係る平成18年4月7日付け広島県報（号外）第75号中広島県公告（一般競争入札〔県一般18第25号〕）により公告した総合評価一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

なお、併せて次の資料も公表するが、これらは、この入札説明書と一体のものであり、今後、県及び入札参加者は、この入札説明書及び次の資料（以下「入札説明書等」という。）の内容を前提として、入札手続を進める。

- ・要求水準書
- ・落札者決定基準
- ・事業契約書（案）
- ・基本協定書（案）
- ・様式集

また、入札説明書等と「坂地区警察職員宿舎等整備事業 実施方針」（平成17年11月18日公表。以下「実施方針」という。）、「実施方針等に関する質問への回答」（平成18年1月13日公表）に相違のある場合は、入札説明書等の内容を優先する。

入札説明書等に記載のない事項については、実施方針、実施方針等に関する質問への回答及び入札説明書等に関する質問への回答による。

第2 事業の概要

1 事業名称

坂地区警察職員宿舍等整備事業

2 事業に供される公共施設等の種類

警察施設（職員宿舍，機動隊独身宿舍及び音楽隊庁舎）

3 公共施設等の管理者の名称

広島県知事 藤田 雄山

4 事業目的

警察職員用の宿舍は，悪質・巧妙化，広域化，スピード化する犯罪事象の発生時における初期的段階での迅速な対応及び大規模災害，騒じょう事案等の発生時における対応のために必要な集団警察力の確保と動員を図るため，警察職員の常時待機体制の確保を目的として設置されている住宅である。

また，警察音楽隊庁舎は，音楽隊が警察官本来の業務に併せ，音楽を通じて県民と警察の融和を図り，警察広報の効果を高めるとともに，警察職員の士気の高揚と情操に寄与するため，音楽隊としての訓練を行うことを目的に訓練場を併設して整備された庁舎である。

広島県警察学校・機動隊施設等は，広島市の段原東部地区再開発事業を原因として移転要請を受けており，同敷地に整備されている職員宿舍，機動隊独身宿舍及び警察音楽隊庁舎についても平成 19 年度末までに安芸郡坂町への移転整備が必要となっている。

本事業は，県が職員宿舍，機動隊独身宿舍及び音楽隊庁舎の移転整備を行うに当たり，施設の設計・建設・維持管理等を可能な限り一括して民間に委ね，より効率的かつ効果的な整備・維持管理等を行うことを目的としている。

5 事業内容

(1) 対象施設

職員宿舍，機動隊独身宿舍，音楽隊庁舎及びこれらに附属する工作物（以下「本施設」という。）

(2) 事業方式

P F I 法に基づき，特定事業を実施する民間事業者（以下「選定事業者」という。）が，本施設の設計及び建設を行った後，県に所有権を移転し，事業期間中の維持管理等を行う B T O（Build Transfer Operate）方式により実施する。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は，事業契約締結日から平成 40 年 3 月 31 日までとする。

(4) 事業スケジュール（予定）

ア 事業契約の締結時期 平成 18 年 12 月

イ 施設の設計及び建設	平成 19 年 1 月～平成 20 年 3 月
ウ 施設の引渡し	平成 20 年 3 月中旬
エ 施設の維持管理及び賄い	平成 20 年 4 月 1 日～平成 40 年 3 月 31 日

(5) 事業範囲

選定事業者が実施する事業範囲は次のとおりである。なお，詳細な業務内容及び業務の要求性能・水準等は，要求水準書において示す。

ア 本施設の設計及び建設業務

(ア) 設計業務

(イ) 建築確認等必要な許認可等の取得業務

(ウ) 周辺家屋影響調査・対策業務

(エ) 電波障害調査・対策業務

(オ) 近隣対応・周辺対策業務

(カ) 建設業務

(キ) 建設に伴う各種許認可申請等の手続業務

(ク) 工事監理業務

(ケ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

イ 完成後の県への所有権移転業務

ウ 本施設の維持管理業務

(ア) 建物維持管理業務（点検・保守）

(イ) 設備維持管理業務（点検・保守）

(ウ) 経常修繕業務及び大規模修繕に係る調査等業務

(エ) 植栽外構等維持管理業務

(オ) 環境衛生管理・清掃業務

(カ) その他これらを実施する上で必要な関連業務

エ 賄い業務

(6) 選定事業者の収入

選定事業者の収入は，次のものからなる。

ア 本施設の設計・建設に係るサービス購入料

県は，選定事業者が実施する本施設の設計及び建設業務に係る費用について，県と選定事業者との間で締結する事業契約書（以下「事業契約書」という。）に定める額を，県への所有権移転時に一括して支払う。

イ 本施設の維持管理業務に係るサービス購入料

県は，選定事業者が実施する本施設の維持管理業務に係る費用について，施設引渡後（平成 20 年 4 月 1 日）から事業期間終了までの間，事業契約書の規程に従い，物価変動等を勘案して定める額を支払う。

ウ 賄い業務に係るサービス購入料

県は，選定事業者が実施する賄い業務に係る費用については，施設引渡後（平成 20 年 4 月 1 日）から事業期間終了までの間，事業契約書の規程に従い，物価変動等を勘案して定める額を支払う。

注）食材費については，サービス購入料には含まず，事業契約書の規程に従い，

賄い業務を実施する事業者に対して、直接、月毎に支払うものとする。

6 施設の立地条件

(1) 施設の立地条件

建設計画地	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目 13073 番 1
敷地面積	約 6,500 m ²
前面道路	県道 275 号 坂・小屋浦線 幅員 22.00m (5.50 × 2：両側歩道含む)
地域地区	準工業地域
建ぺい率	60%
容積率	200%
その他の条件等	埋立地（平成 8 年工事完了） 地区計画（坂町平成ヶ浜地区，工業ゾーン A）

(2) 用地の使用

選定事業者は、本施設の所有権移転が完了するまでの間、本事業の用に供する土地を無償で使用することができる。

7 本施設の概要

本施設の概要は次のとおりとし、詳細については要求水準書において示す。

職員宿舎	用途	世帯用宿舎
	規模	延床面積：2,670 m ² 程度 戸数：32 戸
機動隊独身宿舎	用途	独身宿舎
	規模	延床面積：1,030 m ² 程度 室数：26 室（1 室当たり 2 名収容）
音楽隊庁舎	用途	庁舎
	規模	延床面積：630 m ² 程度

8 法令等の遵守

選定事業者は、本事業を実施するに当たり必要な関係法令（法律，政令，省令，条例及び規則）等を遵守するものとする。

9 県による事業の実施状況のモニタリング

県は、選定事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、業務要求水準が達成されていることを確認するために、モニタリングを実施する。

モニタリングの具体的な方法については、事業契約書（案）別紙 1 1 「維持管理・賄い業務に係るモニタリング及びサービス購入料の減額等」のとおりである。

第 3 入札参加に関する条件等

1 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等については、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計業務、建設業務及び維持管理業務等、事業範囲に含まれる各業務を実施する単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- イ 応募グループは、その構成員から代表企業 1 社を定めるものとする。
- ウ 応募企業又は応募グループの構成員は、この入札に参加する他の応募グループの構成員となることはできない。
- エ 応募企業又は応募グループの構成員以外の者で、事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者（以下「協力会社」という。）がある場合は、入札参加資格確認申請書類において協力会社として明記すること。ただし、建設業務及び維持管理業務は、応募企業又は応募グループの構成員が単独で実施するか又は他の構成員若しくは協力会社と共同で実施すること。また、工事監理業務及び建設業務は、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のない者が実施すること。
- オ 入札参加資格確認申請書類の提出以降、応募グループの構成員及び協力会社の変更、又は追加は認めない。ただし、やむを得ないと県が認めた場合に限り、構成員及び協力会社の変更、又は追加を認めるものとする。ただし、この場合であっても代表企業の変更は認めない。
- カ 応募グループで申し込む場合には、入札参加資格確認申請書類、入札書類及び提案書の書類の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

2 入札参加者の参加資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社は、以下の参加資格要件を満たすことが必要である。

(1) 応募企業、応募グループの構成員又は協力会社に共通の参加資格制限

- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること
- イ 広島県の定める各競争入札等に係る指名除外要領等に基づく指名除外を受けていない者であること
- ウ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止命令を受けていない者であること
- エ 次の法律の規定による手続開始の申立てがなされていない者であること
ただし、手続開始の決定後、知事が別に定める手続に基づいて入札参加資格の再認定を受けている者を除く。
(ア) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続
(イ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続
- オ 最近 1 年間の法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること
- カ 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習者又はそのおそれのある者でないこと
(ア) 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法

律第 77 号。以下「暴対法」という。) 第 2 条第 2 号に規定する団体をいう。

- (イ) 暴力団員とは、暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団の構成員をいう。
- (ウ) 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であって、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当するものをいう。
 - a 暴力団の威力を背景に、暴対法第 2 条第 1 号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれがある者
 - b 暴力団又は暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行うなど、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者

キ 本事業のアドバイザー業務に関与した者及びその関連会社でないこと

- (ア) 本事業のアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。
 - a パシフィックコンサルタンツ株式会社(東京都多摩市関戸 1 丁目 7 番地 5)
 - b 日比谷パーク法律事務所(東京都千代田区有楽町 1 丁目 5 番 1 号)

(イ) 関連会社とは、次の者をいう。

- a アドバイザー業務に関与した者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- b アドバイザー業務に関与した者が、発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有する者又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- c 代表権を有する役員が、アドバイザー業務に関与した者の代表権を有する役員を兼ねている者

ク 技術、法務、金融などの専門家及び学識経験者で構成される「坂地区警察職員宿舎等整備事業に伴う P F I 事業者選定審査委員会」(以下「審査委員会」という。)の委員本人、委員が属する企業と資本金又は人事面において関連がないこと

関連がないこととは、次の条件をいう。

(ア) 委員が役員(公益法人の場合にあっては、理事である場合を含む。)又は職員でないこと

(イ) 委員が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有していないこと又はその出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしていないこと

(2) 各業務に当たる者の参加資格要件

応募企業、応募グループの構成員及び協力会社のうち、設計、建設、維持管理及び賄いの各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすことが必要である。

ア 設計業務に当たる者

(ア) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項に基づく一級建築士事務所登録を行っていること

(イ) 広島県の平成 17・18 年度測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている建築関係建設コンサルタントの格付が A であること

イ 建設業務のうち建設工事に当たる者

建設業法第 2 条第 1 項に規定する建設工事のうち建築一式工事について、以下

に示す要件をすべて満たしていること。なお、共同企業体として応募するときは、共同企業体又はその構成者が、次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。

(ア) 建設業法第 15 条の規定によって、建築工事業に係る特定建設業の許可を受けた者であること（入札参加資格確認申請書類の提出日において、5 年以上の期間、特定建設業の許可を有していること。ただし、当該許可が失効した場合又は当該許可が取り消されたことがある場合は、それ以前の許可期間は通算しない。）

(イ) 平成 16 年広島県告示第 1212 号（平成 17 年度及び平成 18 年度に県が発注する建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め。以下「資格告示」という。）に基づいて認定された建築一式工事に係る格付が、A である者又は A・A 若しくは A・B の組合せによる共同企業体であること

(ウ) 次に掲げる要件をすべて満たす監理技術者を当該工事の現場に専任で 1 名以上配置できること（共同企業体の場合は、代表者に限る。）

a 一級建築士又は一級建築施工管理技士

b 建築一式工事について、次のいずれかに該当する者であること

(a) 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

(b) 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

(c) 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受け、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

(I) 共同企業体については、次に掲げる資格要件をすべて満たすこと

a 施工の方式は、共同企業体の各構成者が一体となって工事を施工する共同施工方式とすること

b 共同企業体の代表者は、より大きな施工能力を有する者であること。ただし、格付の異なる者の間では、上位格付の者とする。

c 構成者の出資比率の最小限度は 30% 以上とし、代表者の出資比率は構成者中最大とすること

d 共同企業体を結成した構成者は、他の応募者の構成員（他の応募者の構成員である共同企業体の構成者を含む。）でないこと。

e 共同企業体の代表者以外の構成者については、次に掲げる要件をすべて満たす技術者を当該工事現場に専任で 1 名以上配置できること

(a) 一級建築士又は一級建築施工管理技士

(b) 建築一式工事について、次のいずれかに該当する者であること

・ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者

・ 平成 16 年 2 月 29 日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

・ 平成 16 年 2 月 29 日以前に監理技術者講習を受け、平成 16 年 3 月 1 日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者であって、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者

ウ 建設業務のうち上記イ以外の建設工事に当たる者

(ア) 電気工事及び管工事に当たる者

資格告示に基づいて認定された電気工事及び管工事に係る格付が、Aであること

(イ) 上記(ア)以外の工事に当たる者

建設業法第3条第1項の規定によって、当該建設工事の種類に応じた許可を受けている者であること

エ 維持管理業務に当たる者

平成15年広島県告示第1382号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃，設備保守管理，警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等の定め），平成16年広島県告示第61号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃，設備保守管理，警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等），平成16年広島県告示第1338号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃，設備保守管理，警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）又は平成17年広島県告示第1159号（平成16年度から平成18年度までにおける県有施設の清掃，設備保守管理，警備等業務委託の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の追加申請手続等）によって資格を認定され，次の業務を希望業種としている者であること

(ア) 建築物における清掃業務

(イ) 建築物における空気環境の測定業務

(ウ) 建築物におけるねずみその他害虫防除業務

(エ) 冷暖房設備保守管理業務

(オ) 電気設備保守管理業務

(カ) 消防設備保守管理業務

オ 賄い業務に当たる者

(ア) 食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例（平成12年広島県条例第11号）別表第3に規定する飲食店営業一類の基準に合う施設を有すること

(イ) 「食品衛生監視票について（平成16年4月1日付け食安発第0401001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」に基づく食品衛生監視票の合計点数が85点以上であること

なお，食品衛生監視票は，参加資格確認基準日における過去1年以内のものとする。

3 入札参加資格確認基準日

入札参加資格の確認基準日は，次のとおりとする。なお，落札者決定日までに参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

ア 上記2(1)に示す参加資格制限：入札公告日

イ 上記2(2)に示す参加資格要件：入札参加資格確認申請書類の提出期限日

4 入札参加に関する留意事項

(1) 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触することのないように留意すること。

また、入札参加者は、本入札説明書に定めるもののほか、広島県契約規則その他関係法令を遵守すること。

(2) 入札参加者に求められる義務

入札参加者は、第 6 - 2 に示す入札書類及び提案書（以下「入札書類等」という。）を、第 5 - 2 - (7) に示す入札手続により提出しなければならない。

また、入札参加者は、契約を担当する職員から入札書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 入札書類等の書換え等の禁止

入札参加者は、入札書類等の書換え、引き替え、又は撤回を行うことができない。

(4) 談合情報に対する対応等

入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取及び積算の内訳書の徴収を行うことがある。

なお、契約締結後に入札談合の事実があったと認められたときは、契約を解除することがある。

また、県が必要と認められた時は、入札の執行を延期、中止又は取り消すことがある。

(5) 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 本公告に示した入札参加資格のない者が入札を行ったとき

イ 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき

ウ 入札参加者が二以上の入札をしたとき

エ 他人の代理を兼ね、又は 2 人以上を代理して入札をしたとき

オ 入札参加者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき

カ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき

キ その他広島県契約規則（昭和 39 年広島県規則第 32 号）第 21 条各号に該当するとき

(6) 費用の負担

入札に関して入札参加者が要する費用は、すべて入札参加者の負担とする。

(7) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

5 提案書の取扱い

(1) 著作権

入札参加者から提出された提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。

ただし、県は、公表、展示その他本事業に関し県が必要と認める用途に用いる場

合、落札者として選定された入札参加者の提案書の一部又は全部を無償で使用する
ことができるものとする。また、事業者選定結果の公表に必要な範囲でその他の入
札参加者の提案書の一部を無償で使用するすることができるものとする。

なお、入札参加者から提出された提案書は返却しない。

(2) 特許権等

入札参加者の提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日
本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事
材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、入札参加者が負う
ものとする。

6 入札価格等の取扱い

(1) 予定価格

本事業の予定価格は、1,170,476,000円（消費税及び地方消費税相当
額を含まない。）とする。

なお、予定価格には、物価変動及び賄い業務に係る食材費は見込まない。

(2) 入札価格

入札書（第4号様式 - 3）に記載する入札金額（以下「入札価格」という。）は、
本施設の設計・建設期間及び維持管理・賄い期間に係るサービス購入料の総額（消
費税及び地方消費税相当額を含まない。）とする。

なお、入札価格には、物価変動及び賄い業務に係る食材費は見込まないこと。

(3) 契約金額

契約金額は、入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えたものとする。

第4 事業者の選定

1 提案書の審査

(1) 審査委員会の設置

提案書の審査は、技術、財務・金融などの専門家及び学識経験者で構成される
「坂地区警察職員宿舍等整備事業に伴うPFI事業者選定審査委員会」（以下「審
査委員会」という。）において行う。審査委員会においては、価格のみならず、設
計業務、建設業務及び維持管理業務等の提案内容、業務遂行能力その他の条件等の
各面から総合的に評価する。

審査委員会における委員は、次の5名である。 (敬称略)

区分	氏名	所属・役職等
委員長	若井 具宜	広島県立大学経営学部教授
副委員長	森保 洋之	広島工業大学環境学部教授
委員	村川 三郎	広島大学大学院工学研究科教授
委員	水村 淳	日本政策投資銀行中国支店企画調査課長
委員	横堀 肇	広島大学大学院工学研究科教授

なお、水村淳委員は、平成18年4月1日付けで、大和弘明委員（日本政策投資
銀行中国支店企画調査課長）の離任に伴い就任したものである。

(2) 審査基準等

落札者決定に当たっての審査基準は、落札者決定基準を参照すること。

(3) 落札者の決定

落札者は、審査委員会で作成し県が定めた落札者決定基準に基づき、審査委員会が評価した結果を受けて、県が決定する。

予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者について、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定による総合評価一般競争入札により、価格その他の条件が県にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

2 契約手続き等

(1) 基本協定の締結

県は、落札者決定後速やかに、落札者を相手方として、基本協定を締結する。

(2) 特別目的会社の設立

落札者は、基本協定書に定める日までに、本事業を遂行する特別目的会社（以下「SPC」という。）として、商法（明治 32 年法律第 48 号）に定める株式会社を広島県内に設立するものとする。なお、SPC の設立時までに会社法（平成 17 年法律第 86 号）が施行された場合、商法に定める株式会社を会社法に定める株式会社と読み替える。

なお、落札者である応募企業又は応募グループの構成員は、当該 SPC に必ず出資することとし、その保有する議決権が全体の 50% を超えるものとする。また、応募グループの代表企業は、出資者中最大の出資を行うものとする。

また、全ての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、県の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行うことはできないものとする。

(3) 議会の議決

本事業は、PFI 法第 9 条の規定により、議会の議決に付さなければならない事業であるため、事業契約の締結に関する議案を、広島県議会の平成 18 年 12 月定例会に提出する予定である。

(4) 事業契約の締結

県は、事業契約書（案）に基づき、選定事業者と仮契約を締結し、議会の議決を経て本契約とする。

なお、事業契約書（案）で提示した契約内容については、事業契約の締結に当たって、軽微な場合を除いて変更できないことに留意すること。

仮契約及び本契約は、次のとおり予定する。

ア 仮契約 : 平成 18 年 10 月下旬

イ 本契約 : 平成 18 年 12 月

3 その他

(1) 契約保証金等

選定事業者は、契約金額の 10% に相当する金額以上の契約保証金を、本契約締結

時に県に納付する。

ただし、選定事業者は、契約保証金の納付に代えて、契約保証金額に相当する国債、地方債、額面金額の80%が契約保証金額に相当する政府保証のある債券若しくは広島県知事が確実と認める社債又は広島県知事が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証を差し入れることができる。

また、次の場合、契約保証金の納付を免除する。

ア 選定事業者が、契約金額の10%に相当する金額以上の額を保険金額とし、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合

イ 設計企業及び建設企業並びに工事監理企業をして、選定事業者が被保険者となる履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約の締結と同時に当該保険金請求権に、事業契約書（案）第72条第2項による違約金支払債務を被担保債務とする第一順位の質権を県のために設定した場合

なお、維持管理期間中においては、履行保証保険を付保する必要はない。

(2) 保険

選定事業者は、事業契約書（案）別紙7「保険」に示す保険に加入すること。

第5 入札のスケジュール

1 入札等の日程

入札等は、次の手順及びスケジュールで行うことを予定している。

日程（予定）	内容
平成18年4月7日（金）	入札公告（入札説明書等の交付）
平成18年4月21日（金）	入札説明会・事業予定地の見学会
平成18年5月1日（月） ～平成18年5月8日（月）	入札説明書等に関する第1回質問の受付
平成18年5月29日（月）	入札説明書等に関する第1回質問への回答の公表
平成18年6月2日（金） ～平成18年6月6日（火）	入札参加資格確認申請書類の受付
平成18年6月14日（水）	入札参加資格確認結果の通知
平成18年6月15日（木） ～平成18年6月28日（水）	入札参加資格がないとされた場合の理由説明要求
平成18年6月19日（月） ～平成18年6月21日（水）	入札説明書等に関する第2回質問の受付
平成18年7月12日（水）	入札説明書等に関する第2回質問への回答の公表
平成18年8月4日（金）	入札及び入札書類等の受付
平成18年9月21日（木）	落札者の決定及び公表
平成18年9月下旬	落札者との基本協定の締結
平成18年10月下旬	選定事業者との仮契約の締結
平成18年12月	選定事業者との本契約の締結

2 入札手続き等

(1) 入札説明書等の交付等

ア 入札説明書等のホームページへの掲載

入札説明書等は、広島県警察ホームページ（以下「県警ホームページ」という。）に掲載する。

県警ホームページアドレス <http://www.police.pref.hiroshima.jp/>

イ 入札説明書等の交付期間及び入手方法

交付期間	平成 18 年 4 月 7 日（金）～平成 18 年 6 月 6 日（火）（土曜日、日曜日及び休日を除く。） 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
入手方法	下記の場所で直接受け取るか、又は県警ホームページから入手すること。
入手先及び連絡先	広島県警察本部総務部施設課 〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号 電 話 (082)228-0110 内線 2267（企画第二係）

(2) 入札説明会

入札説明書等に関する説明会を次のとおり開催する。

当日は資料を配布しないので、本入札説明書等を持参すること。また、駐車場はないので、来場に当たっては公共交通機関を利用すること。

開催日時	平成 18 年 4 月 21 日（金） 午前 10 時～午前 11 時
開催場所	広島県警察本部（広島県庁舎東館）17 階大会議室
申込方法	平成 18 年 4 月 14 日（金）までに、入札説明書等に関する説明会参加申込書（第 1 号様式 - 1）に記入の上、電子メール又はファクシミリにより提出すること。（当日必着） 本様式の Word ファイルは、県警ホームページに掲載
申込先及び連絡先	広島県警察本部総務部施設課 〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号 電 話 (082)228-0110 内線 2267（企画第二係） F A X (082)223-3023 電子メール kshise21@police.pref.hiroshima.jp

(3) 事業予定地の見学会

事業予定地の見学会を、上記「(2)入札説明会」に続いて次のとおり開催する。

開催日時	平成 18 年 4 月 21 日（金） 午後 2 時～午後 3 時
開催場所	広島県安芸郡坂町平成ヶ浜五丁目 13073 番 1
申込方法	平成 18 年 4 月 14 日（金）までに、事業予定地の見学会参加申込書（第 1 号様式 - 2）に記入の上、電子メール又はファクシミリにより提出すること。（当日必着） 本様式の Word ファイルは、県警ホームページに掲載
申込先及び連絡先	広島県警察本部総務部施設課 〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号 電 話 (082)228-0110 内線 2267（企画第二係） F A X (082)223-3023 電子メール kshise21@police.pref.hiroshima.jp

(4) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答

ア 入札説明書等に関する質問の受付

入札説明書等に関する質問を次のとおり受け付ける。

受付期間	第 1 回：平成 18 年 5 月 1 日（月）～平成 18 年 5 月 8 日（月）の 午前 9 時～正午，午後 1 時～午後 5 時 第 2 回：平成 18 年 6 月 19 日（月）～平成 18 年 6 月 21 日（水） の午前 9 時～正午，午後 1 時～午後 5 時
提出方法	質問内容を，入札説明書等に関する質問書（第 1 号様式 - 3）に 記入の上，電子メール又は持参により提出すること。電話・郵送 での受付は行わない。 なお，本様式の Excel ファイルは，県警ホームページからダウン ロードして使用すること。 電子メールで提出する場合は，その着信確認は，送信者の責任に おいて行うこと。 持参により提出する場合は，内容を記録したフロッピーディス ク又は CD - R 及び 記入した内容を出力した用紙を併せて提出 すること。 持参により提出する場合の受付時間は，受付期間中の平日の午前 9 時から午後 5 時までの間（ただし，正午から午後 1 時までを除 く。）とする。
提出先	広島県警察本部総務部施設課 〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号 電 話 (082)228-0110 内線 2267（企画第二係） 電子メール kshise21@police.pref.hiroshima.jp

イ 入札説明書等に関する質問への回答の公表

提出された入札説明書等に関する質問への回答は，質問者の特殊な技術，ノウ
ハウ等に関わることなど，質問者の権利，競争上の地位その他正当な利益を害す
るおそれのあるものと県が認めたものを除き，第 1 回の質問については平成 18
年 5 月 29 日（月）までに，第 2 回の質問については平成 18 年 7 月 12 日（水）
までに県警ホームページにおいて公表する。

(5) 入札参加資格の確認

ア 入札参加資格確認申請書類の提出

本件入札に参加を希望する者は，次により入札参加資格確認申請書類（第 2 号
様式 - 1～第 2 号様式 - 9）を提出し，事前に入札参加資格の有無について県の
確認を受ける。

提出期間	平成 18 年 6 月 2 日（金）～平成 18 年 6 月 6 日（火）（土曜日， 日曜日を除く。） 午前 9 時～正午，午後 1 時～午後 5 時
提出方法	入札参加資格確認申請書類を持参により提出すること。その他の 方法による提出は認めない。
提出先	広島県警察本部総務部施設課 〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号 電 話 (082)228-0110 内線 2267（企画第二係）

イ 入札参加資格確認結果の通知

入札参加資格確認結果の通知は，確認申請を行った者（応募企業又は応募グル
ープの代表企業）に対して，書面により平成 18 年 6 月 14 日（水）までに発送す
る。

ウ 入札参加資格がないとされた場合の理由説明

入札参加資格確認の結果，入札参加資格がないと通知された者は，書面により次のとおり理由の説明を求めることができる。

提出期間	平成 18 年 6 月 15 日（木）～平成 18 年 6 月 28 日（水）（土曜日，日曜日を除く。） 午前 9 時～正午，午後 1 時～午後 5 時
提出方法	説明要求の書面（様式自由。ただし，代表企業代表者印を要する。）を持参により提出すること。
提出先	広島県警察本部総務部施設課 〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号 電 話 (082)228-0110 内線 2267（企画第二係）
回答期限	平成 18 年 7 月 5 日（水）までに回答する。

(6) 入札の辞退

入札参加資格確認結果を通知され，入札参加資格が認められた者が入札を辞退する場合は，次により入札辞退届（第 3 号様式）を提出すること。

送付期限	平成 18 年 8 月 3 日（木）（当日必着）
提出方法	持参又は郵送により提出すること。
提出先	広島県警察本部総務部施設課 〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号 電 話 (082)228-0110 内線 2267（企画第二係）

(7) 入札手続

入札参加資格確認結果を通知され，入札参加資格が認められた者を対象として，次により入札を実施する。

ア 入札書類等の提出

入札参加者は，第 6 - 2 で示す入札時の提出書類を次により提出すること。全てが揃っていない場合は失格となる。

提出日時	平成 18 年 8 月 4 日（金）午前 10 時 00 分
提出方法	入札書類等は，入札参加者又はその代理人が持参により提出すること。 入札書（第 4 号様式 - 3）は，封筒に入れ密封（封印）すること。また，封筒の表面には「平成 18 年 8 月 4 日開札坂地区警察職員宿舎等整備事業入札書在中」と明記し，裏面には応募企業又は応募グループの代表企業の氏名及び住所を記載すること。
提出先	広島県警察本部総務部施設課 〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号 電 話 (082)228-0110 内線 2267（企画第二係）

イ 開札

次により入札書を開封する。県が設定する予定価格を超えている場合は失格とする。

開札日時	平成 18 年 8 月 4 日（金）午後 1 時 30 分
開札場所	広島県警察本部（広島県庁舎東館）1 3 階小会議室 〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号
その他	開札は，入札参加者又はその代理人の立会の上行うものとし，入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせるものとする。

(8) 提案内容に関する確認

県及び審査委員会が提案内容の確認のために必要と認めた場合は、入札参加者に対してヒアリングを実施することがある。

(9) 入札結果の通知及び公表

落札者の決定、入札結果の通知及び公表を平成 18 年 9 月 21 日（木）に行う。

第 6 提出書類

1 入札参加資格確認申請書類

本件入札に参加を希望する者は、事前に入札参加資格の有無について県の確認を受けるため、次の書類を正本 1 部、副本 3 部提出する。

- (第 2 号様式 - 1) 入札参加資格確認申請書
- (第 2 号様式 - 2) 応募企業又は応募グループの構成員・協力会社表
- (第 2 号様式 - 3) 応募企業又は応募グループの構成員・協力会社の概要
- (第 2 号様式 - 4) 入札参加資格確認申請に係る添付資料一覧
- (第 2 号様式 - 5) 監理（主任）技術者の資格・工事経験
- (第 2 号様式 - 6) 委任状（本店代表者から支店等代表者への委任）
- (第 2 号様式 - 7) 委任状（応募グループの構成員・協力会社の代表者から代表企業代表者への委任）
- (第 2 号様式 - 8) 委任状（代表企業用）
- (第 2 号様式 - 9) 共同企業体の代表者・構成員表

2 入札時の提出書類

入札参加者は、入札時に次の書類を提出すること。なお、入札書類は、1 部提出すること。また、提案書ア～カについては、正本 1 部、副本 25 部を提出し、キ（図面集）については、正本 1 部、副本 10 部を提出すること。

(1) 入札書類

- (第 4 号様式 - 1) 入札書類等提出届
- (第 4 号様式 - 2) 入札書類等確認一覧
- (第 4 号様式 - 3) 入札書

(2) 提案書

ア 提案書表紙

- (第 5 号様式) 提案書（表紙）

イ 施設計画に関する提案書

- (第 6 号様式 - 1) 施設計画に関する提案書（表紙）
- (第 6 号様式 - 2) 施設計画に関する基本方針・基本的な考え方
- (第 6 号様式 - 3) 施設計画の概要
- (第 6 号様式 - 4) 仕上げ表
- (第 6 号様式 - 5) 設備・外構計画書
- (第 6 号様式 - 6) 音響機器設置計画書

- (第6号様式 - 7) 施設の配置計画・外構整備に関する提案書
- (第6号様式 - 8) 職員宿舍の住棟・住戸計画に関する提案書
- (第6号様式 - 9) 機動隊独身宿舍の住棟・住戸計画に関する提案書
- (第6号様式 - 10) 音楽隊庁舎施設計画に関する提案書
- (第6号様式 - 11) 構造・設備計画, 防災計画に関する提案書
- ウ 施設整備業務に関する提案書
 - (第7号様式 - 1) 施設整備業務に関する提案書(表紙)
 - (第7号様式 - 2) 施設整備業務に関する基本方針・基本的な考え方
 - (第7号様式 - 3) 設計・施工計画に関する提案書
 - (第7号様式 - 4) 設計・施工品質の確保に関する提案書
- エ 維持管理業務及び賄い業務に関する提案書
 - (第8号様式 - 1) 維持管理業務及び賄い業務に関する提案書(表紙)
 - (第8号様式 - 2) 維持管理業務及び賄い業務に関する基本方針・基本的な考え方
 - (第8号様式 - 3) 維持管理業務計画(修繕業務を除く)に関する提案書
 - (第8号様式 - 4) 経常修繕業務及び大規模修繕業務に係る調査等業務に関する提案書
 - (第8号様式 - 5) 長期修繕計画書
 - (第8号様式 - 6) 賄い業務に関する提案書
- オ 事業計画に関する提案書
 - (第9号様式 - 1) 事業計画に関する提案書(表紙)
 - (第9号様式 - 2) 事業計画に関する基本方針・基本的な考え方
 - (第9号様式 - 3) 事業の安定性・継続性・長期収支計画に関する提案書
 - (第9号様式 - 4) 地域経済への配慮に関する提案書
- カ 価格に関する提案書
 - (第10号様式 - 1) 価格に関する提案書(表紙)
 - (第10号様式 - 2) 入札価格内訳書
 - (第10号様式 - 3) 初期投資内訳書
 - (第10号様式 - 4) 維持管理費・賄い費内訳書
 - (第10号様式 - 5) S P C長期事業収支計画書
 - (第10号様式 - 6) 財政支出見込額(本県の支払い表)
- キ 図面集
 - (第11号様式) 図面集(表紙)
 - ・配置図 縮尺 1/600 A 3判 1枚
 - ・各階平面図 縮尺 1/250 A 3判 枚数自由(各建物)
 - ・立面図 縮尺 1/250 A 3判 枚数自由(各建物四面)
 - ・断面図 縮尺 1/250 A 3判 枚数自由(各建物長辺・短辺)
 - ・外観透視図 A 3判 2枚, 着色
 - ・求積図 縮尺自由 A 3判 枚数自由

第7 提出書類作成要領

1 一般的事項

(1) 使用言語等

提出書類の作成において、使用する言語は日本語、通貨単位は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定める単位、時刻は日本標準時とする。また、原則として横書きで記述すること。

(2) 会社名等が分かる表記の禁止（副本のみ）

提案書（第5号様式～第11号様式）の副本については、ロゴマークの使用も含めて、入札参加者名（構成員名、協力会社名等を含む。）のわかる記述を避けること。

(3) 提案書のCD-Rによる提出

提案書については、文書による提出に加えて、Microsoft Word（Windows版、ver98からver2003）又はMicrosoft Excel（Windows版、ver98からver2003）により作成し、記録保存したCD-Rを2部併せて提出すること。なお、Excelのファイルについては、計算過程がわかるように計算式を残して提出すること。

(4) 副本の作成要領

副本の提出は、取り外し可能な簡易ファイルに一式を綴じ、必要部数提出すること。

2 入札参加資格確認申請書類

ア 入札参加資格確認申請書類（第2号様式-1～第2号様式-9）は、A4判縦長とし、左側を綴じて提出すること。

イ 上記申請書類は、正本1部、副本3部を提出すること。

3 入札書類

ア 入札書類等提出届（第4号様式-1）、入札書類等確認一覧（第4号様式-2）は、A4判縦長とし、左側を綴じて提出すること。

イ 入札書（第4号様式-3）は、記名押印の上、封筒に入れ提出すること。

4 提案書

(1) 提案書(表紙)（第5号様式）～価格に関する提案書（第10号様式）

ア 第5号様式～第10号様式は、A4判縦長横書き片面とし、左綴じで一冊に製本すること。また、各ページの下中央に通し番号をふること。（表紙及び目次については通し番号は不要。）

イ 落札者決定基準の「入札価格以外の審査項目の得点化方法」の内容を踏まえ、様式集に示す所定の様式及びページ数で作成すること。なお、様式集中の説明文の転記は不要である。

ウ 造語・略語等は、一般用語・専門用語を用いて、初出の箇所に定義・説明を記述すること。

エ 他の様式や図面等に関連する事項が記載されている場合は、該当する様式番号やページ等を適宜記入すること。

オ 文章中に使用するフォントは原則として明朝体、文字サイズは 10pt 以上とすること。項目見出し等に用いるフォントは明朝体以外でも構わない。行間については、読みやすさを考慮した設定とすること。

カ 各様式には、記載内容を補助する目的で、表・図の挿入及び着色を行っても構わない。なお、表・図中に用いる文字サイズは 10pt 以下でも構わないが、読みやすさを考慮した設定とすること。

(2) 図面集（第 11 号様式）

本施設の整備にかかる図面を、次に示す所定の縮尺で作成し、図面集(表紙)（第 11 号様式）を着け、折り込まずに A 3 判で一冊に製本すること。また、各ページの下中央に通し番号をふること。（表紙及び目次については通し番号は不要。）

ア 配置図

- ・縮尺 1/600，A 3 判 1 枚
- ・前面道路を含めて敷地全体について作成すること。

イ 各階平面図

- ・縮尺 1/250，A 3 判 枚数自由
- ・建物，階ごとに作成すること。各建物間の関係がわかるように記載すること。

ウ 立面図

- ・縮尺 1/250，A 3 判 枚数自由
- ・建物ごとに四面作成すること。建物の外観がわかるように作成すること。

エ 断面図

- ・縮尺 1/250，A 3 判 枚数自由
- ・建物，棟ごと長辺，短辺について作成すること。階高，天井高がわかるように作成すること。

オ 外観透視図

- ・A 3 判 2 枚，着色
- ・周辺敷地も含めて本施設全体が鳥瞰でき，かつ建物の外観がわかる図を作成すること。

カ 求積図

- ・縮尺自由，A 3 判 枚数自由
- ・面積の算出根拠が明らかになるように作成すること。

第 8 その他

1 入札等の実施に関する問合せ先

入札等の実施に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

広島県警察本部総務部施設課企画第二係

〒730-8507 広島市中区基町 9 番 42 号

電話 (082)228-0110 内線 2267 (企画第二係)

F A X (082)223-3023

電子メール kshise21@police.pref.hiroshima.jp

本事業に関する情報提供は、県警ホームページを通じて適宜行う。

県警ホームページアドレス <http://www.police.pref.hiroshima.jp/>